

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ誘致に向けた取組について	企画政策課
2	川東タウンセンターマロニエへの建物間熱融通について	地域政策課
3	鴨宮川東交番について	地域安全課
4	小田原市斎場の整備について	環境政策課
5	職員の処分について	職 員 課

平成27年 8 月 1 8 日

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の 事前キャンプ誘致に向けた取組について

1 事前キャンプ候補地ガイド（紹介リスト）への掲載

- ・平成27年1月に、組織委員会（(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）より、全国の自治体を対象に事前キャンプ候補地ガイドを作成するための応募要項が公表された。
- ・ガイド掲載に係る要件は、①練習施設は、IF（国際競技団体）の技術要件に適合していること、②宿泊施設は、旅館業法の営業許可を受けていること、の2点となっている。

2 応募予定施設・競技について

次の施設・競技については、ガイド掲載の要件を満たすとともに、種目協会の協力が得られる見込みであることから応募に向けた手続きを進めていく。

施設	競技
小田原アリーナ	バスケットボール・卓球・バレーボール
城山陸上競技場	陸上競技（パラリンピック競技を含む）

※宿泊施設は、ヒルトン小田原リゾート&スパ、ホテルクニミ小田原、ホテルクニミ鴨宮の応募を予定している。

3 掲載に向けた予定スケジュール

平成28年3月31日までに申請登録した施設については、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせてガイドの公開が開始されることから、これに間に合うように作業を進めていく。

4 組織委員会以外のルートを通じた事前キャンプ誘致（受入れ）

(1) エリトリア国

エリトリア国の事前キャンプ誘致を進める星槎グループの要望により、県や箱根町などとともに、事前キャンプ受入れに向けて意見交換を行っており、本年5月には同国の駐日大使、オリンピック委員会委員長及び陸上競技連盟事務局長が市長を表敬訪問した。引き続き、実現に向けて関係機関と連携を図っていく。

(2) モルディブ共和国

本年2月に同国の駐日大使及びバドミントン協会会長が小田原アリーナを視察しており、引き続き事前キャンプ誘致に向けてアプローチしていく。

川東タウンセンター マロニエへの建物間熱融通について

1 概要

- (1) 株式会社ダイナシティは、ダイナシティイーストの冷暖房設備の更新を行うにあたり、その財源として、平成27年7月、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンプラン・パートナーシップ事業）の事業採択を受けた。
- (2) この補助金は、地域における面的な広がりをもつ低炭素設備導入を支援するものであり、株式会社ダイナシティの設備能力で作られた冷温水をマロニエに供給し、マロニエの冷暖房を賄うという建物間熱融通を行うものである。
- (3) この建物間熱融通の実施にあたっては、次の方針で進める。
- ア 設備の整備及び維持管理は、株式会社ダイナシティが実施する。
- イ 市は、ダイナシティに対して、熱供給に係る光熱水費等を支払う。

2 背景

- (1) 本市では、平成23年12月に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「小田原市地球温暖化対策推進計画」を、また、平成26年9月に都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「小田原市低炭素都市づくり計画」を策定し、低炭素型都市づくりに取り組んでいる。
- (2) 平成27年3月には、市と民間企業との協同で、「中里周辺地区におけるエネルギーネットワークと低炭素交通システムのモデル化構想」を策定した。

3 今後15年間における経費削減見込み

冷温水機更新費相当分	7,000万円	(内訳:1台3,500万円×2台)
オーバーホール費相当分(7~10年ごとの消耗部品の交換を含む)	2,400万円	(内訳:1台600万円×2台×2回)
合 計	9,400万円	

4 二酸化炭素排出量の削減見込み

年間 約10.8トン

5 スケジュール(予定)

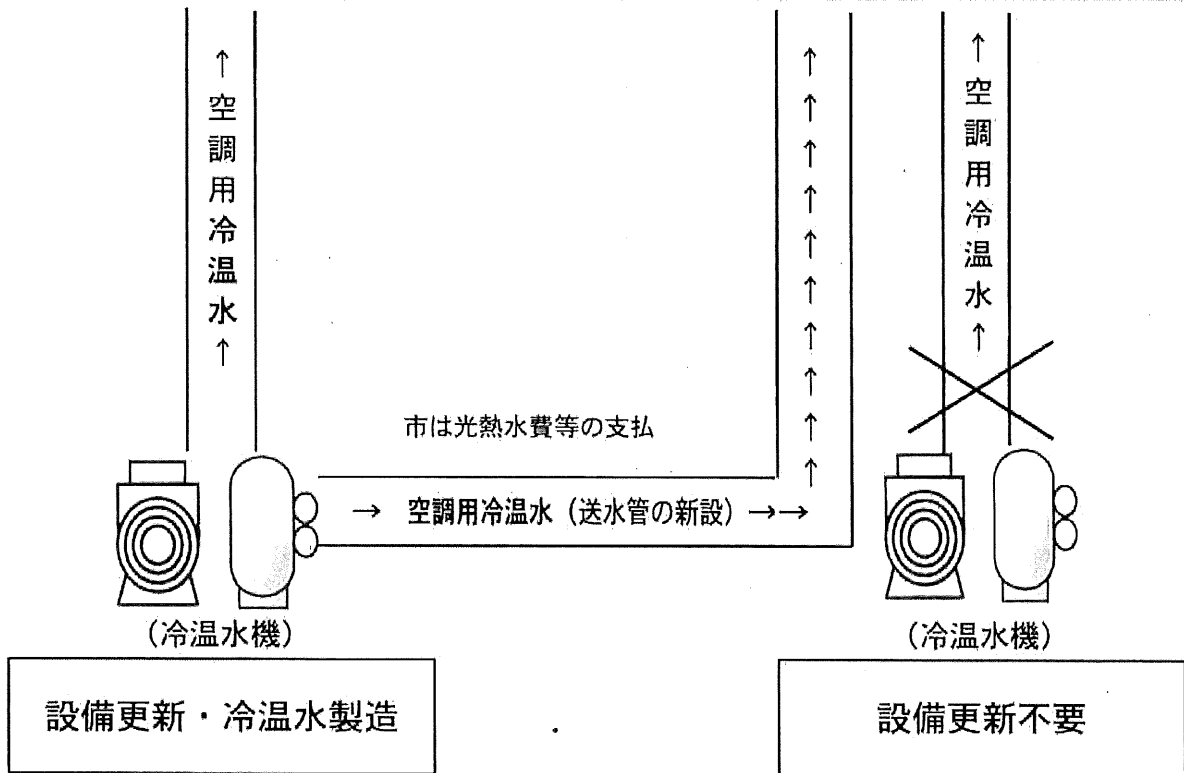
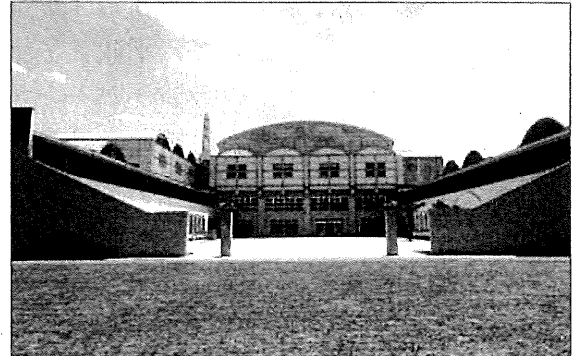
平成27年 9月	協定締結
平成27年10月	工事着手
平成28年 1月	工事完了
平成28年 4月	熱供給単価契約
平成28年 5月	熱融通開始

6 建物間熱融通イメージ図

ダイナシティイースト



マロニエ



株式会社ダイナシティが工事費負担及び設備管理

鴨宮川東交番^{せんとう}について

神奈川県警察本部は、小田原市川東地区における治安対策の強化を図るため、平成27年度に「鴨宮川東交番」を建設する。

小田原市は、「鴨宮川東交番」建設のため、神奈川県警察本部に小田原市川東タウンセンター マロニエの用地の一部を貸し付ける。

1 名称

鴨宮川東交番

2 所在

小田原市中里296番9の一部

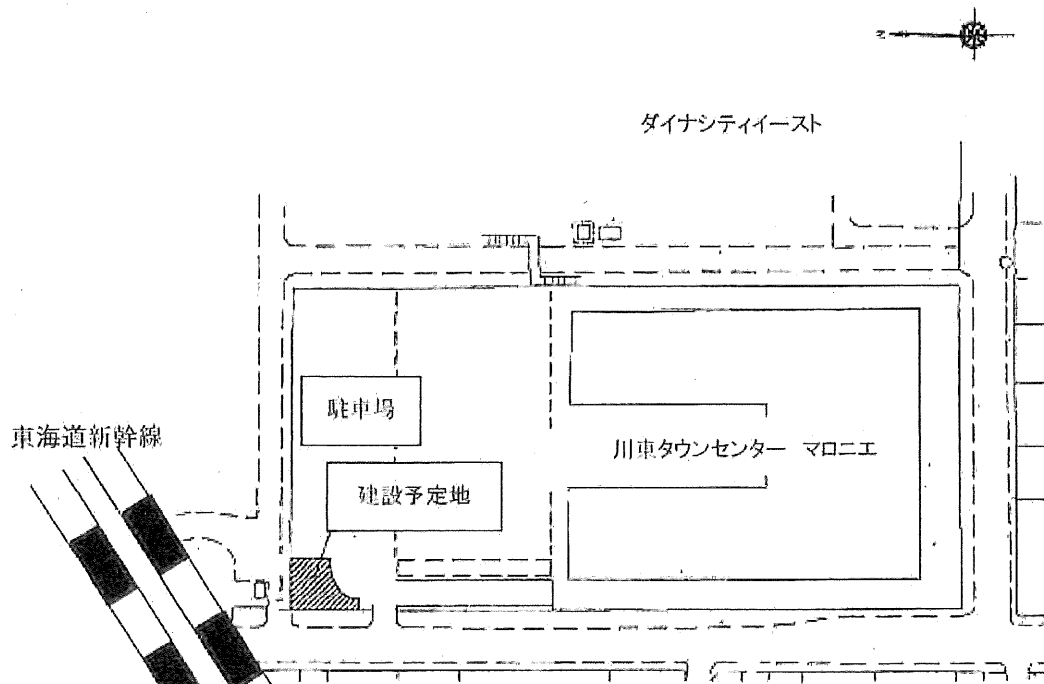
3 交番の構造等

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 構造 | 鉄骨造2階建 |
| (2) 延床面積 | 70.5㎡ |
| (3) 敷地面積 | 115.74㎡ |
| (4) 交番付設 | パトカー駐車スペース(2台分)、倉庫、自転車駐車場 |

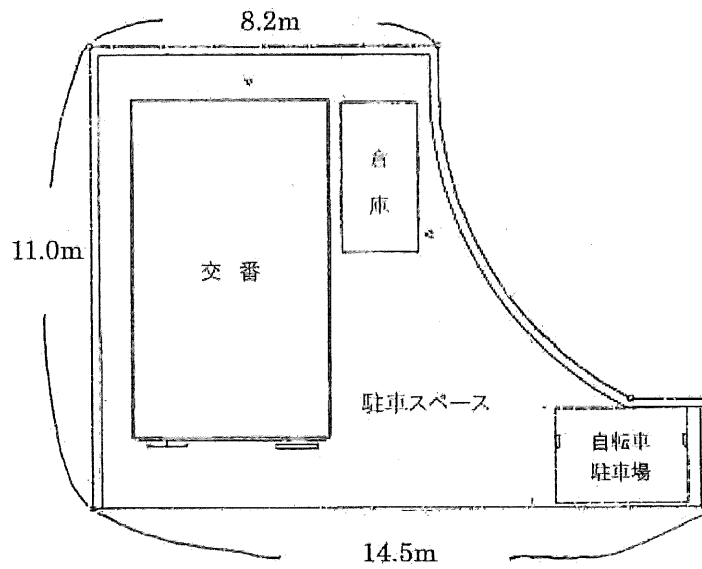
4 スケジュール(予定)

- | | |
|---------|------|
| 平成27年9月 | 工事着手 |
| 平成28年2月 | 工事完了 |
| 平成28年3月 | 交番開設 |

鴨宮川東交番位置図



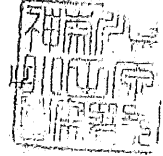
拡大





小会発第27号
平成27年2月25日

小田原警察署長
徳 正



小田原警察署（仮称）川東地区交番用地の借用について（依頼）

向承の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、警察行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、小田原市川東地区については、大型ショッピングセンターの建設に伴い、刑法犯の増加、慢性的な交通渋滞、交通事故等、警察事象が顕著に増加し、平成22年3月の県議会において、同地区への勤務体制の拡充と活動拠点の充実について請願が採択されております。

同地区の管轄交番である鴨宮駅前交番の勤務体制や施設等拡充により、事件事故の即応体制を強化してきたものの、同交番は築34年を経過し老朽著しく、また、敷地及び建物も狭隘のため、パトカーの配置や女性警察官の配置に伴う勤務環境の整備ができない状況にあります。

そのため、大型ショッピングセンターの中心に位置する小田原市川東タウンセンターマロニエの土地の一部に拠点となる交番を建設することで、同地区における治安対策等の即応体制の強化を図ろうと計画しております。

つきましては、同用地の借用について、次のとおり依頼いたします。

記

- 1 借用場所
小田原市中里字矢代296番9の一部
- 2 借用範囲（別添図面のとおり）
土地 115.74㎡及び污水管接続に必要な面積
- 3 借用用途
小田原警察署（仮称）川東地区交番用地として
- 4 借用期間
交番建設工事着工時から交番が存続するまでの間
- 5 その他

貸付契約の締結については、交番建設工事着工前に協議をお願いいたします。

連絡先
小田原警察署会計課 前田
電話 0465-32-0110 内線203

小田原市斎場の整備について

1 事業の概要

現在の小田原市斎場は、昭和 47 年 1 月の供用開始以来、40 年以上が経過し老朽化が著しく、既存施設の増改築では維持が困難な状況にあり、今後の火葬件数の増加や利用者ニーズへの対応を想定すると、早急な施設整備が喫緊の課題となっている。

これまでも現斎場が周辺市町の住民にも広く利用され、県西地域にとり重要な役割を果たしていることから、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、そして箱根町の 2 市 5 町による「小田原市斎場事務広域化協議会」で建て替えに向けた検討を行っている。

事業名	小田原市斎場整備運営事業			
施設の位置づけ	施設は小田原市斎場として位置付ける。供用開始後は小田原市が 1 市 5 町（南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）から事務の委託を受けて運営する。			
場所・面積	場所：現小田原市斎場敷地（小田原市久野 3664-8）（市街化調整区域） 面積：9,153 m ²			
経過	平成 25 年 2 月	小田原市が事業主体となり、現斎場敷地内において小田原市斎場として建て替えることを公表		
	平成 26 年 2 月	事業用地等の変更により、再度、整備炉数と最適な事業手法について検証を行い、火葬炉は 9 基を整備し、事業手法に PFI の BT0 方式を選定したことのほか、基本コンセプトを定めたことについて公表		
	平成 27 年 2 月	実施方針・要求水準書（案）を公表		
	平成 27 年 5 月	PFI 事業者の募集手続きの一部延期を公表		
事業内容	施設の名称	小田原市斎場		
	施設の内容	新斎場（火葬部門、待合部門、管理部門、共用部門）、外構部門（駐車場、外構・緑地等）、仮設駐車場		
	事業の範囲	①施設等整備業務（設計・建設等業務） ②維持管理業務 ③運営業務 ④仮設駐車場整備業務（設計・施工・工事監理） ⑤仮設駐車場管理業務（仮設駐車場から現斎場までのアクセス確保等） ⑥現斎場の解体及び撤去業務		
事業方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI の BT0 方式（Build Transfer and Operate：SPC が斎場施設を建設し、竣工後速やかに市へ所有権を移転し、事業期間中、運営及び維持管理を行う方式） ・ サービス購入型 			
概算事業費	（単位：億円、税込）	合計	施設整備費	維持管理運営費(21 年間)
	モデルプラン I	87.8	55.3	32.5
	モデルプラン II	92.2	58.3	33.8

※消費税率は 10% で計算 ※端数処理のため、各項目の和は合計欄と異なる

(1) 火葬炉について

- ・炉数については、平成 20 年度に 10 基で整備する計画であったが、その後、建設候補地の見直しに合わせ、平成 25 年度に再精査を行った。
- ・新斎場の炉数については、人口推計や現斎場の利用状況等に基づき、将来的な火葬需要に対応できることを考慮しながらも、過大な炉数とならないことや事業費の増加となることがないように検討を行った。
- ・その結果、ピーク時（平成 52 年）には 9.5 基の炉数が必要であることが算出されたが、運営面での負荷は生じるものの、費用を低減できることなどから、火葬炉設置数を 9 基とした。

(2) PFI 手法について

- ・施設整備全般を通して、火葬場の維持管理運営を行う事業者の意見、ノウハウの反映ができるので、維持管理運営がしやすく、利用者にとっても利用しやすい、サービス水準の高い火葬場の整備及び維持管理運営が可能となる。
- ・全体としての整備期間の短縮が期待できることから、利用者への早期のサービス提供が可能となる。
- ・整備と維持管理運営の一体的な発注により効率的、効果的なメンテナンスが可能で、施設の安定的、継続的な稼働の確保に有効な効果があると考えられる。
- ・法律（PFI 法）に定められた手続きに従い事業者選定を行うため、透明性、公平性が向上する。
- ・PFI の BTO 方式は、民間資金の充当により、DBO 手法と比較すると金利分が高額となる結果が示されているが、現在 PFI 方式において、公的資金の活用による事業費の削減について検討を行っている。

2 現在の検討状況

(1) 事業スケジュール（予定）について

内容	年度						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	～	平成45年度
事業内容	事業者選定 ⇒ 設計 ⇒ 建設				維持管理運営 (15年間)		
					残工事		
◆ 供用開始（平成31年4月）							
その他	● 債務負担行為の設定 ● 契約の締結			● 事務の委託の協議 ● 斎場条例の改正			

(2) 協定書の締結について

○目的

小田原市斎場整備運営事業の着手に向けて、小田原市斎場事務広域化協議会の構成市町2市5町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）が、これまでの決定事項や今後の協力体制などの基本的な申し合わせ事項を書面において確認するため、協定書を締結する。

○内容

① 基本的事項

- ・ 事業主体は小田原市
- ・ 新斎場は現小田原市斎場敷地に設置
- ・ 新斎場に係る所有権は小田原市に帰属

② 事業手法

- ・ 新斎場の整備、維持管理及び運営は、小田原市がPFI事業として実施

③ 費用負担

- ・ 事業に関する経費については、構成市町2市5町が負担をしていく

④ 事務の委託

- ・ 新斎場の供用開始に合わせて、1市5町が小田原市に対し火葬に関する事務を委託するために必要な協議に係る議案を各市町の議会に提出

(3) 事業費の削減について

*平成25年度 事業手法検討調査結果（モデルプランⅠ）の場合

（単位：億円）

項目	PFI (BT0)
整備費	55.3
施設整備費用	42.4
支払い金利	12.9
維持管理運営費 (20年間)	32.5
維持管理運営費	28.0
経常修繕費	4.5
期間中の財政負担額	87.8



現在の検討状況
○資金調達： 民間資金活用⇒ <u>公的資金活用</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・地方債 ・県補助金
○維持管理運営期間： 20 年間⇒ <u>15</u> 年間



事業費の削減を図る

職員の処分について

1 事案の概要

水道局給水課 主任 〇〇〇〇 は、平成 27 年 8 月 2 日（日）午後 5 時 39 分頃、小田急電鉄株式会社本厚木駅下り線ホームに通じる上りエスカレーター上において、女性のスカート内にカメラ機能付き携帯音楽プレーヤーを差し向け撮影したとして、神奈川県迷惑行為防止条例違反（盗撮）の現行犯として逮捕された。

2 処分年月日

平成 27 年 8 月 14 日（金）

3 処分内容

免職

4 根拠法規

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

※地方公務員法第 29 条（抄）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合